

茨城町人口ビジョン

及び

第3期茨城町まち・ひと・しごと

創生総合戦略

令和7年3月



茨城町

目次

第1編 茨城町人口ビジョン	4
1 人口ビジョンの概要について	6
(1) 策定の趣旨	6
(2) 人口ビジョンの対象期間	6
2 現状分析等からみる茨城町の特性	7
(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移	7
(2) 社会動態	8
(3) 自然動態	12
(4) 町人口ビジョン策定後（平成27年～令和5年）の分析	16
3 茨城町の人口推計	17
4 人口の将来展望	18
第2編 第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略	20
1 第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的考え方	22
(1) 策定の背景	22
(2) 国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の概要	22
(3) 計画の位置づけ	24
(4) 本町の地域ビジョン（目指すべき理想像）	24
(5) 計画期間	24
(6) 進行管理と効果検証	24
2 総合戦略のポイント	25
(1) 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則	25
(2) デジタルの力による地方創生の取組の加速化・深化	25
(3) DX推進計画	25
(4) SDGsの推進	26
3 第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び政策の展開	27
(1) 政策の基本目標	27
ア 成果（アウトカム）を重視した目標設定	27
イ 4つの「基本目標」	27
ウ 施策体系	28
基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	29
1-1 結婚支援	29
1-2 出産支援	29
1-3 子育て支援	30
基本目標2 茨城町での雇用を創出する	32

2-1	就農希望者及び新規就農者への支援.....	32
2-2	雇用対策の充実.....	33
基本目標 3	茨城町への新しいひとの流れをつくる.....	34
3-1	移住・定住の促進.....	34
3-2	観光の振興.....	35
3-3	交流人口・関係人口の拡大.....	35
基本目標 4	魅力的な茨城町をつくる.....	37
4-1	広域行政の推進.....	37
4-2	時代にあった地域づくり.....	38
資料編	42
■	茨城町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱（平成27年茨城町要綱第1号）....	44
■	茨城町まち・ひと・しごと創生本部名簿.....	45
■	茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年茨城町要綱第30号）	46
■	茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿.....	47

第1編

茨城町人口ビジョン

1 人口ビジョンの概要について

(1) 策定の趣旨

わが国では、出生数が年々減少し、少子化がさらに深刻化しつつあるとともに、高齢化率も世界一の水準で推移し、2036（令和18）年には3人に1人が高齢者となることが予測されています。また、少子化に伴い人口も急速に減少しており、地方創生に向けた取組の強化が強く求められています。

このような背景を踏まえ、国においては、2014（平成26）年に、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、日本の人口の現状と将来の姿を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「国長期ビジョン」という。）及び2019（令和元）年度までの基本目標や具体的な施策などをまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国総合戦略」という。）を策定しました。さらに、2019（令和元）年に「国長期ビジョン」を改訂し、2020（令和2年）に「第2期国総合戦略」を策定するなど、国・地方が一体となった地方創生に向けて取組を進めています。

本町においても、国の動きを踏まえ、2015（平成27）年12月、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「茨城町人口ビジョン」（以下、「町人口ビジョン」という。）及び「茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「町総合戦略」という。）を策定し、その後、2020（令和2）年3月、「第2期町総合戦略」の策定を検討するにあたり、町人口ビジョンについて時点修正を行いました。

さらに、国では「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、2022（令和4）年に「第2期国総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

このたび、本町においても国の方向性等を踏まえ、「第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を検討するにあたり、目標設定や、必要な施策・事業を検討するうえで基礎資料とするため、第2期町総合戦略の効果や、最新の国勢調査及び推計人口の状況等を踏まえ、人口ビジョンについて改めて時点修正を行うこととしました。

(2) 人口ビジョンの対象期間

町人口ビジョンの対象期間は、国長期ビジョンの期間2060年（令和42年）を基本とします。

2 現状分析等からみる茨城町の特性

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本町の人口は1995（平成7）年以降減少が続いており、2020（令和2）年には31,401人となり、1995（平成7）年と比較し、約12.1%減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による日本の地域別将来推計では、2025（令和7）年から2035（令和17）年の10年間で約3,200人（約10.5%）、2045（令和27）年までの20年間で約6,600人（約22.1%）減少する見込みとされています。

年齢3区分別人口においては、総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合が大きく増加し、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少しています。今後においても同様の状況が続き、2050（令和32）年から2055（令和37）年の間には、生産年齢人口と老年人口の総人口に占める割合が逆転し、その後も差は広がり、2060（令和42）年には老年人口の割合（高齢化率）が46.7%となる見込みとされています。

図表1 茨城町人口の推移と推計値



(単位：人)

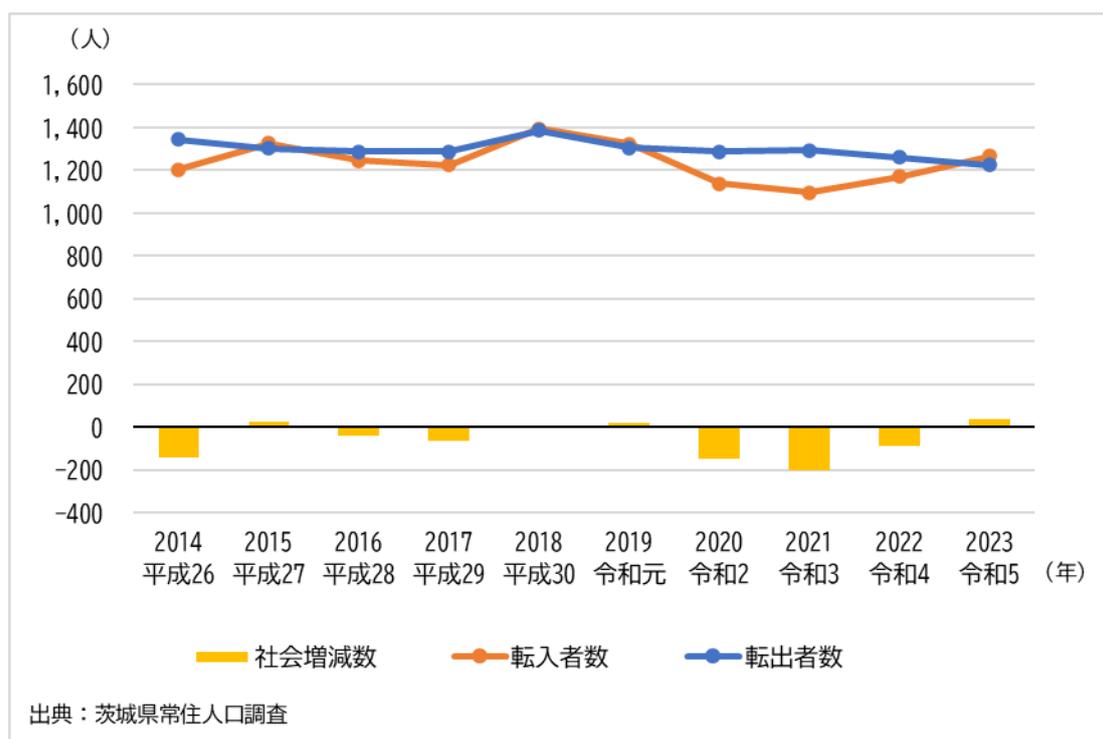
	1990 (平成2)年	1995 (平成7)年	2000 (平成12)年	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2020 (令和2)年
年少人口(0～14歳)	6,952	5,847	5,034	4,349	4,229	3,721	3,282
生産年齢人口(15～64歳)	23,816	23,800	23,191	22,476	21,245	19,057	17,098
老年人口(65歳以上)	4,883	6,094	7,071	8,183	9,026	10,143	11,021
総人口	35,651	35,741	35,296	35,008	34,500	32,921	31,401

	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	2045 (令和27)年	2050 (令和32)年	2055 (令和37)年	2060 (令和42)年
年少人口(0～14歳)	2,837	2,561	2,267	2,096	1,936	1,780	1,599	1,421
生産年齢人口(15～64歳)	15,966	14,850	13,787	12,367	11,110	10,049	9,098	8,438
老年人口(65歳以上)	11,182	11,019	10,773	10,643	10,303	9,834	9,352	8,622
総人口	29,985	28,430	26,827	25,106	23,349	21,663	20,049	18,481

(2) 社会動態

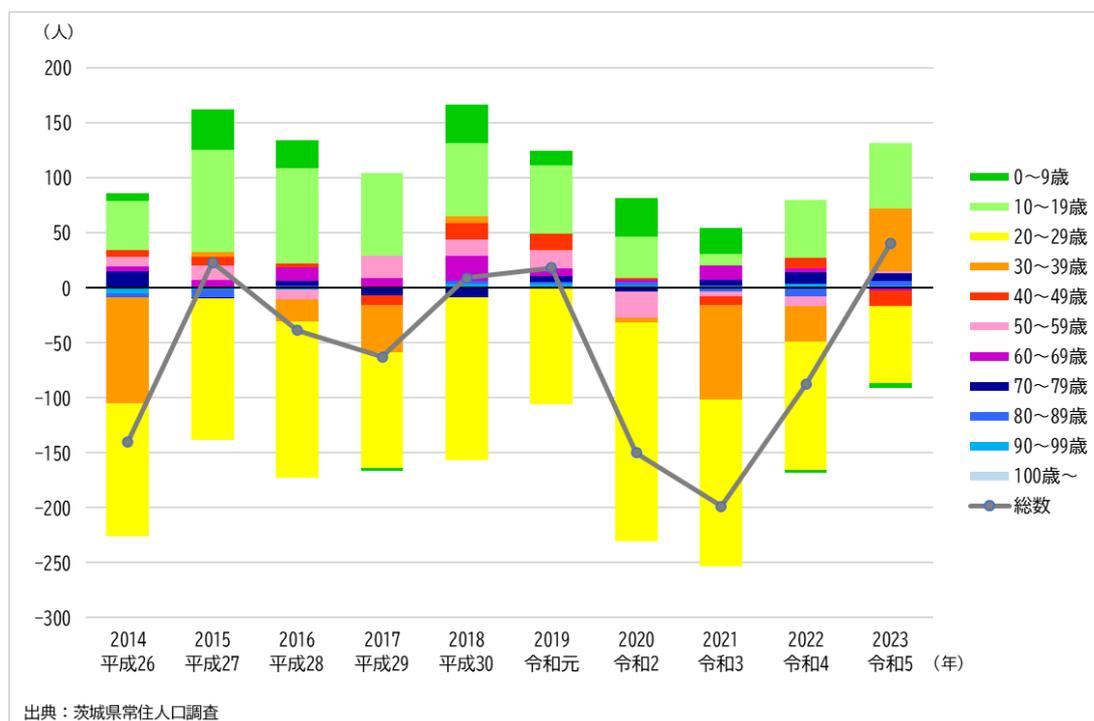
- ◆ 転入者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和元年から令和3年にかけて減少傾向となりましたが、その後回復傾向にあり、令和5年には転出者数を上回り、社会増を達成しました。(図表2)
- ◆ 年齢別、男女別で比較すると、ライフイベントの時期である20歳から39歳について転出超過の傾向がありますが、転出超過数は徐々に抑制されており、男性については令和5年に転入超過を達成しました。特に、30歳から34歳においては、男女ともに転出超過から転入超過へ推移しました。(図表3、4)
- ◆ 町総合計画策定のための定住意向調査によると、本町に定住意向のある町民は6割程度で推移しています。(図表5)

図表2 転入者数・転出者数・社会増減数の推移



	2014 (平成26年)	2015 (平成27年)	2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (令和元年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)
(1) 転入者数	1,205	1,326	1,247	1,224	1,394	1,324	1,137	1,095	1,172	1,265
(2) 転出者数	1,345	1,303	1,286	1,287	1,385	1,306	1,287	1,294	1,260	1,225
(3) 社会増減数((1)-(2))	-140	23	-39	-63	9	18	-150	-199	-88	40

図表3 年齢（10歳階級）別転入・転出超過数の推移



(1) 転入者数 (単位：人)

年	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳～	計
2014(平成26)年	128	130	488	239	99	38	41	21	16	5	0	1,205
2015(平成27)年	144	172	514	263	94	66	38	15	15	5	0	1,326
2016(平成28)年	124	165	482	252	94	53	43	17	15	2	0	1,247
2017(平成29)年	98	152	510	232	97	62	37	13	18	5	0	1,224
2018(平成30)年	132	161	530	278	120	70	53	21	20	8	1	1,394
2019(令和元)年	115	155	477	301	124	69	38	19	19	7	0	1,324
2020(令和2)年	102	137	439	229	105	52	35	14	16	7	1	1,137
2021(令和3)年	94	123	435	194	109	61	32	29	12	6	0	1,095
2022(令和4)年	74	137	497	240	96	54	35	24	10	5	0	1,172
2023(令和5)年	89	144	494	279	104	66	31	29	21	8	0	1,265

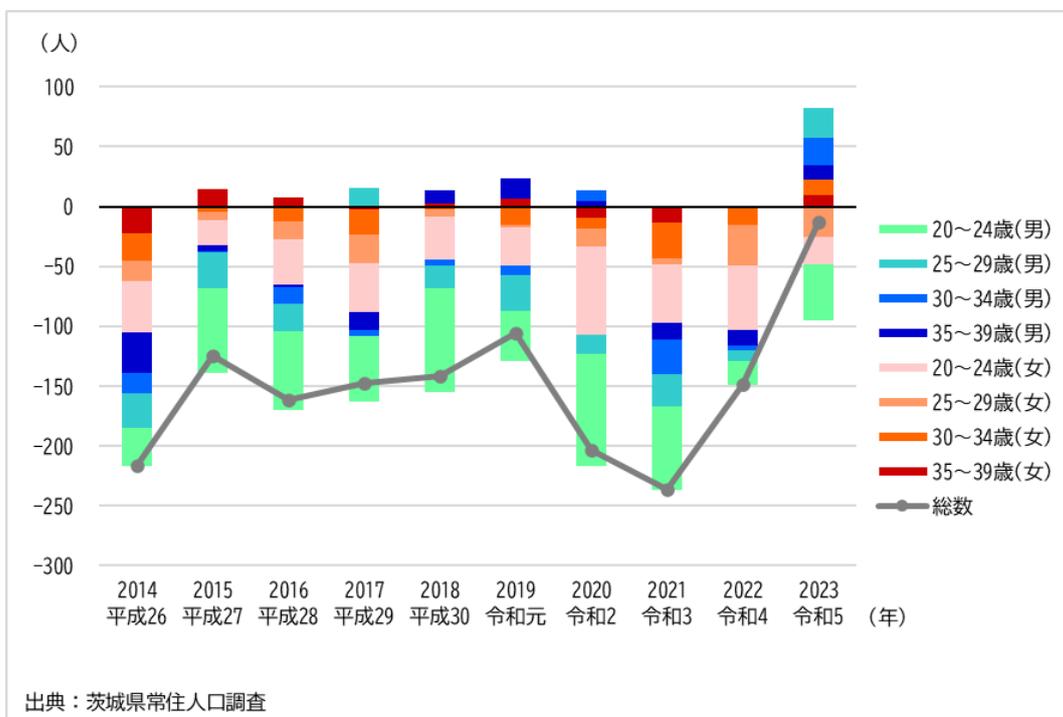
(2) 転出者数 (単位：人)

年	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳～	計
2014(平成26)年	121	85	609	335	93	29	37	6	20	10	0	1,345
2015(平成27)年	107	79	643	259	86	53	31	16	22	7	0	1,303
2016(平成28)年	99	78	624	272	90	62	31	13	13	4	0	1,286
2017(平成29)年	101	77	615	275	106	42	29	20	17	5	0	1,287
2018(平成30)年	97	95	678	272	105	55	30	30	17	6	0	1,385
2019(令和元)年	102	93	583	301	109	52	31	14	17	4	0	1,306
2020(令和2)年	67	100	638	234	103	75	33	18	13	6	0	1,287
2021(令和3)年	71	112	586	280	117	65	19	24	15	4	1	1,294
2022(令和4)年	76	84	614	272	86	63	32	13	17	2	1	1,260
2023(令和5)年	93	85	564	222	118	64	34	22	17	6	0	1,225

(3) 転入・転出超過数 ((1)-(2)) (単位：人)

年	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳～	計
2014(平成26)年	7	45	-121	-96	6	9	4	15	-4	-5	0	-140
2015(平成27)年	37	93	-129	4	8	13	7	-1	-7	-2	0	23
2016(平成28)年	25	87	-142	-20	4	-9	12	4	2	-2	0	-39
2017(平成29)年	-3	75	-105	-43	-9	20	8	-7	1	0	0	-63
2018(平成30)年	35	66	-148	6	15	15	23	-9	3	2	1	9
2019(令和元)年	13	62	-106	0	15	17	7	5	2	3	0	18
2020(令和2)年	35	37	-199	-5	2	-23	2	-4	3	1	1	-150
2021(令和3)年	23	11	-151	-86	-8	-4	13	5	-3	2	-1	-199
2022(令和4)年	-2	53	-117	-32	10	-9	3	11	-7	3	-1	-88
2023(令和5)年	-4	59	-70	57	-14	2	-3	7	4	2	0	40

図表4 男女別、年齢（5歳階級）別転入・転出超過数の推移（20歳から39歳）



(1) 転入者数 (単位：人)

年	男性					女性					合計
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	小計	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	小計	
2014(平成26)年	179	126	84	39	428	74	109	77	39	299	727
2015(平成27)年	187	141	79	44	451	89	97	79	61	326	777
2016(平成28)年	170	121	74	56	421	100	91	67	55	313	734
2017(平成29)年	181	137	83	46	447	110	82	56	47	295	742
2018(平成30)年	209	122	93	58	482	106	93	71	56	326	808
2019(令和元)年	204	98	98	72	472	86	89	74	57	306	778
2020(令和2)年	176	104	88	48	416	82	77	64	29	252	668
2021(令和3)年	170	102	69	44	385	80	83	47	34	244	629
2022(令和4)年	205	118	96	53	472	92	82	50	41	265	737
2023(令和5)年	172	145	100	62	479	106	71	73	44	294	773

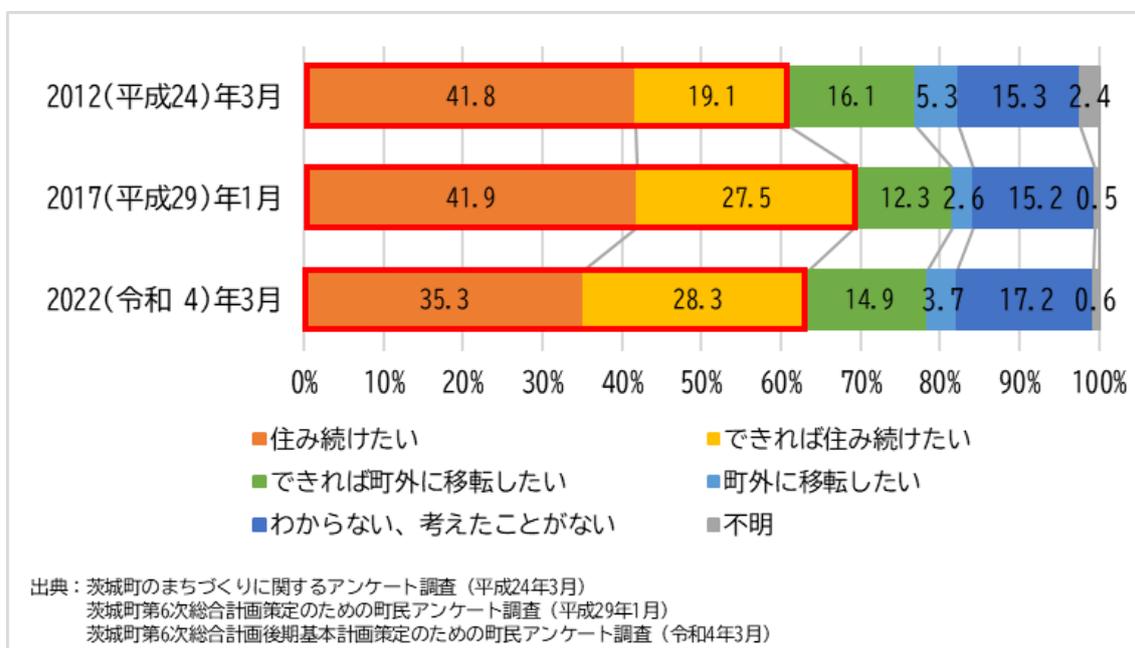
(2) 転出者数 (単位：人)

年	男性					女性					合計
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	小計	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	小計	
2014(平成26)年	211	155	101	73	540	117	126	100	61	404	944
2015(平成27)年	258	171	80	49	558	110	104	83	47	344	902
2016(平成28)年	236	144	88	58	526	138	106	79	47	370	896
2017(平成29)年	236	122	88	61	507	151	106	77	49	383	890
2018(平成30)年	296	141	98	48	583	142	99	73	53	367	950
2019(令和元)年	246	128	106	56	536	118	91	89	50	348	884
2020(令和2)年	270	120	80	43	513	156	92	73	38	359	872
2021(令和3)年	240	129	98	58	525	129	88	77	47	341	866
2022(令和4)年	225	127	100	66	518	146	116	65	41	368	886
2023(令和5)年	219	120	77	50	466	129	96	61	34	320	786

(3) 転入・転出超過数 ((1)-(2)) (単位：人)

年	男性					女性					合計
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	小計	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	小計	
2014(平成26)年	-32	-29	-17	-34	-112	-43	-17	-23	-22	-105	-217
2015(平成27)年	-71	-30	-1	-5	-107	-21	-7	-4	14	-18	-125
2016(平成28)年	-66	-23	-14	-2	-105	-38	-15	-12	8	-57	-162
2017(平成29)年	-55	15	-5	-15	-60	-41	-24	-21	-2	-88	-148
2018(平成30)年	-87	-19	-5	10	-101	-36	-6	-2	3	-41	-142
2019(令和元)年	-42	-30	-8	16	-64	-32	-2	-15	7	-42	-106
2020(令和2)年	-94	-16	8	5	-97	-74	-15	-9	-9	-107	-204
2021(令和3)年	-70	-27	-29	-14	-140	-49	-5	-30	-13	-97	-237
2022(令和4)年	-20	-9	-4	-13	-46	-54	-34	-15	0	-103	-149
2023(令和5)年	-47	25	23	12	13	-23	-25	12	10	-26	-13

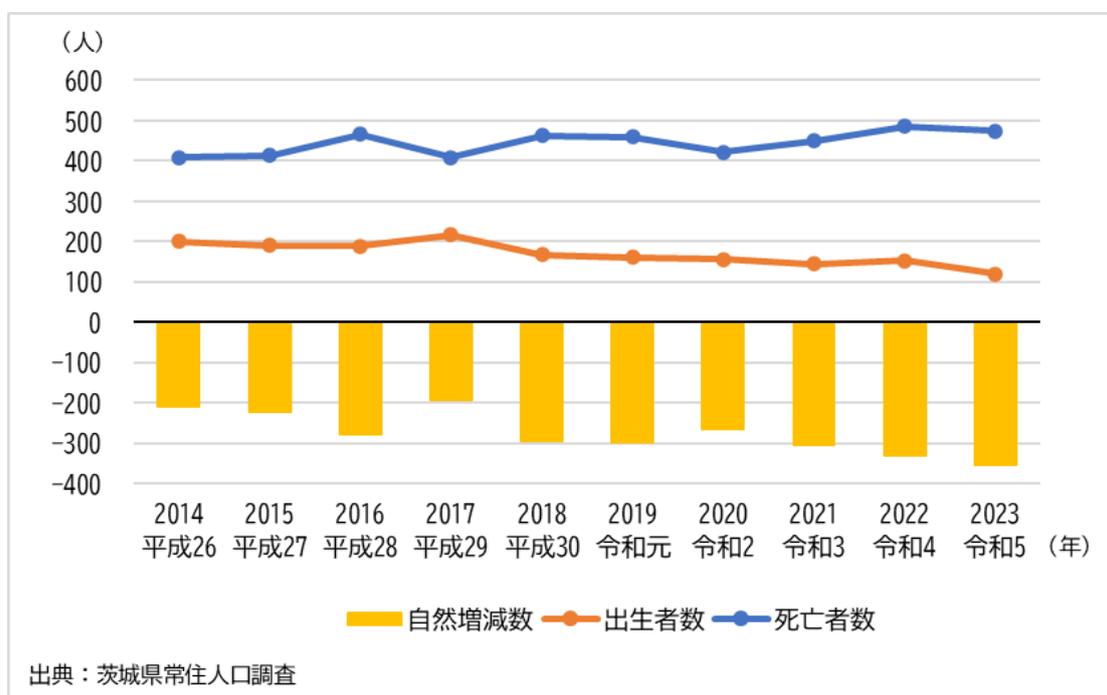
図表5 町民の定住意向



(3) 自然動態

- ◆ 少子高齢化により自然減が加速しています。出生者数は大きく減少し、合計特殊出生率についても国及び県の値を下回っている状況です。死亡者数は増加傾向にあり、死亡者のうち約9割を高齢人口が占めています。(図表6～8)
- ◆ 婚姻率は国及び県の値を下回っており、低下傾向となっています。(図表9)

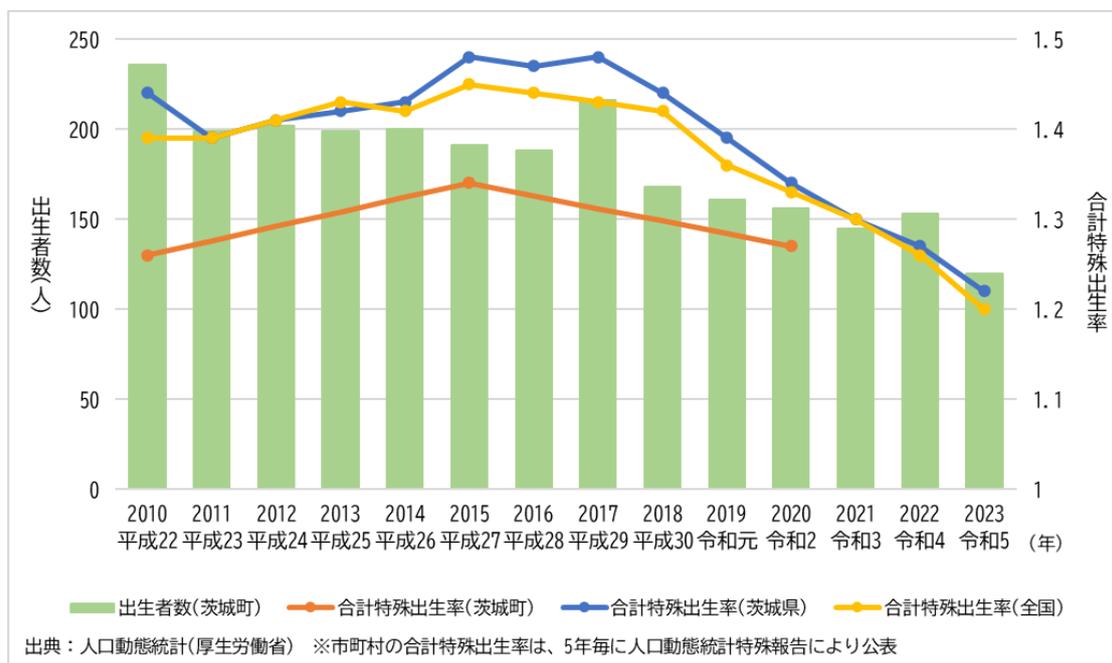
図表6 出生者数・死亡者数・自然増減数の推移



(単位：人)

	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
(1)出生者数	200	191	188	216	168	161	156	145	153	120
(2)死亡者数	408	414	466	408	463	460	422	450	485	474
(3)自然増減数((1)-(2))	-208	-223	-278	-192	-295	-299	-266	-305	-332	-354

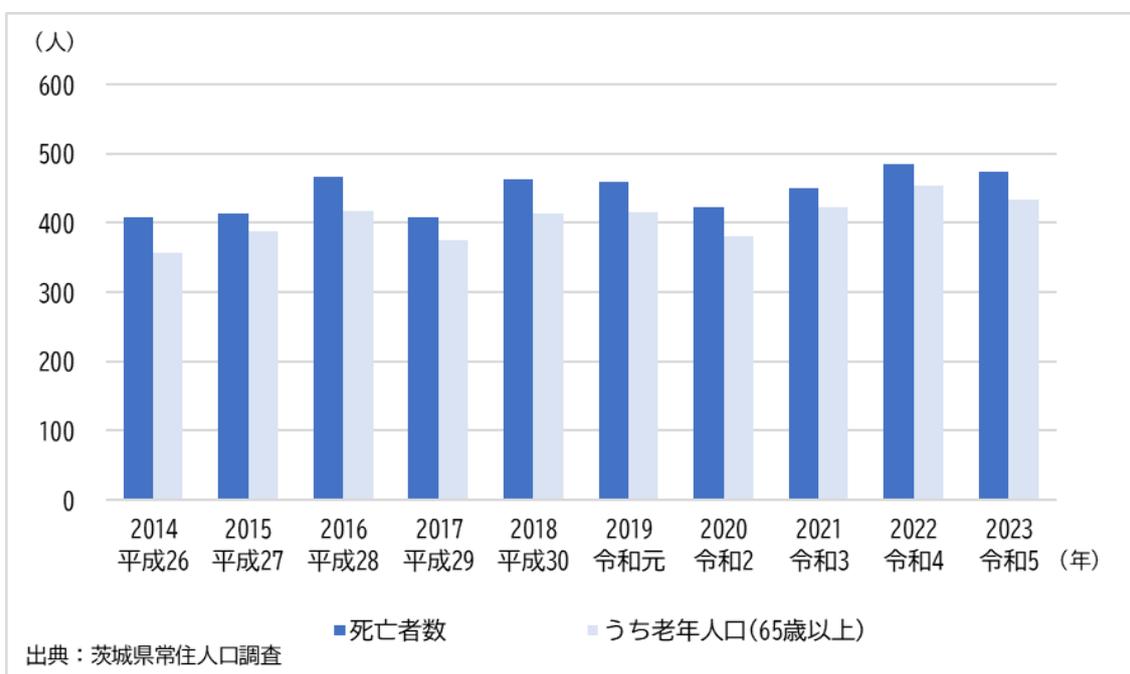
図表7 出生者数及び合計特殊出生率の推移



	2010 (平成22)年	2011 (平成23)年	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年
出生者数(茨城町)(人)	236	199	202	199	200	191	188
合計特殊出生率(茨城町)	1.26	-	-	-	-	1.34	-
合計特殊出生率(茨城県)	1.44	1.39	1.41	1.42	1.43	1.48	1.47
合計特殊出生率(全国)	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
出生者数(茨城町)	216	168	161	156	145	153	120
合計特殊出生率(茨城町)	-	-	-	1.27	-	-	-
合計特殊出生率(茨城県)	1.48	1.44	1.39	1.34	1.30	1.27	1.22
合計特殊出生率(全国)	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

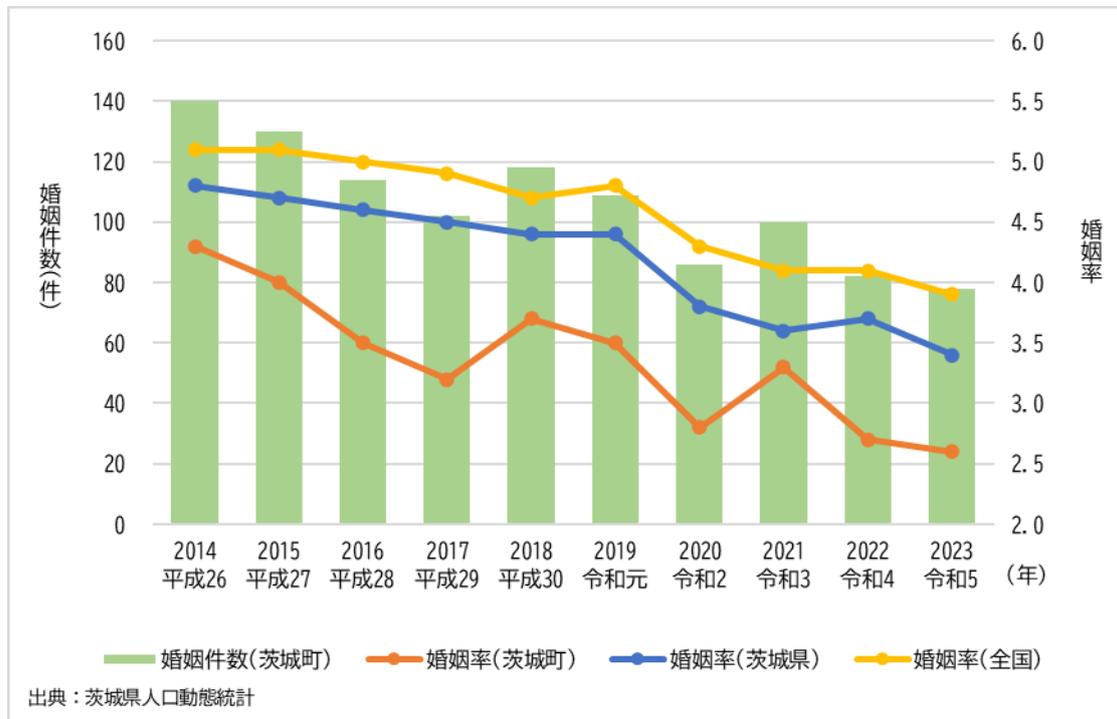
図表8 死亡者数の推移



(単位：人)

	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
死亡者数	408	414	466	408	463	460	422	450	485	474
うち老年人口(65歳以上)	356	388	418	375	414	416	380	423	454	434

図表9 婚姻件数及び婚姻率の推移



	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
婚姻件数(茨城町)(件)	140	130	114	102	118	109	86	100	82	78
婚姻率(茨城町)	4.3	4.0	3.5	3.2	3.7	3.5	2.8	3.3	2.7	2.6
婚姻率(茨城県)	4.8	4.7	4.6	4.5	4.4	4.4	3.8	3.6	3.7	3.4
婚姻率(全国)	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9

(4) 町人口ビジョン策定後（平成27年～令和5年）の分析

町人口ビジョン策定後を中心とする各種統計データの分析、町民を対象としたアンケート調査等から、下記のとおり整理します。

人口減少の加速と超高齢化の進行		
<ul style="list-style-type: none"> ●2025年から2035年までに総人口は約3,200人（10.5%）、2045年までに約6,600人（22.1%）減少する見込み ●2050年から2055年の間に生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）の総人口に占める割合が逆転し、その後も差が拡大、2060年には高齢化率が46.7%となる見込み 		
社会動態		
●社会増を達成する等、回復傾向		
2015(平成27)年 転入超過 23人	2019(令和元)年 転入超過 18人	2023(令和5)年 転入超過 40人
若い世代において転出超過の抑制		
●ライフイベントの時期である20歳から39歳について、転出超過の抑制の傾向		
2015(平成27)年 転出超過 125人 男性：転出超過 107人 女性：転出超過 18人	2019(令和元)年 転出超過 106人 男性：転出超過 64人 女性：転出超過 42人	2023(令和5)年 転出超過 13人 男性：転入超過 13人 女性：転出超過 26人
●30歳から34歳においては、男女ともに転出超過から転入超過へ		
2015(平成27)年 転出超過 5人 男性：転出超過 1人 女性：転出超過 4人	2019(令和元)年 転出超過 23人 男性：転出超過 8人 女性：転出超過 15人	2023(令和5)年 転入超過 35人 男性：転入超過 23人 女性：転入超過 12人
定住意向		
●本町に住み続けたい割合は6割程度で推移（総合計画：定住意向調査）		
2012(平成24)年3月 60.9%	2017(平成29)年1月 69.4%	2022(令和4)年3月 63.6%
自然動態		
●少子高齢化により自然減が加速		
2015(平成27)年 ▲223人	2019(令和元)年 ▲299人	2023(令和5)年 ▲354人
出生者数の減少		
●出生者数は大きく減少		
2015(平成27)年 191人	2019(令和元)年 161人	2023(令和5)年 120人
死亡者数の増加		
●死亡者数は増加傾向にあり、死亡者のうち約9割を老年人口が占める		
2015(平成27)年 414人(うち老年人口 388人)	2019(令和元)年 460人(うち老年人口 416人)	2023(令和5)年 474人(うち老年人口 434人)
婚姻率の低下		
●婚姻率は減少傾向であり、国や県の平均を下回っている		
2015(平成27)年 4.0(国 5.1、県 4.7)	2019(令和元)年 3.5(国 4.8、県 4.4)	2023(令和5)年 2.6(国 3.9、県 3.4)

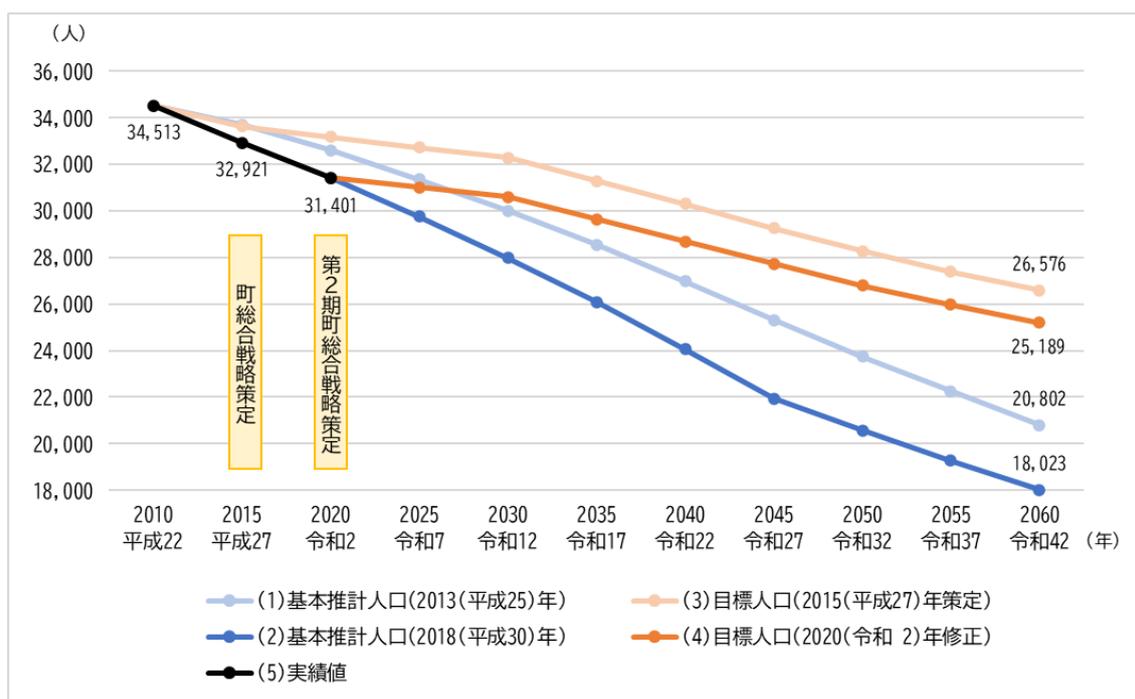
3 茨城町の人口推計

町人口ビジョンにおける目標人口は、社人研が公表する国勢調査を基に市町村別の将来人口を推計した地域別将来推計人口を基本推計人口とし、国の目標水準にあわせた出生（合計特殊出生率）・町の施策に基づいた社会増（期間純移動率）をかけあわせた推計人口です。

$$\text{目標人口} = \text{基本推計人口} \times (\text{出生率上昇} + \text{期間純移動率上昇})$$

2015（平成27）年12月に策定した当初の町人口ビジョンでは、基本推計人口（2013（平成25）年）を基準値とし、将来の目標人口を設定しました。その後、2020（令和2）年3月の「第2期町総合戦略」の策定に伴い、基本推計人口（2018（平成30）年）を基準値とし、町人口ビジョンの達成状況を検証のうえ、目標人口の見直しを行いました。

図表10 基本推計人口と目標人口の推移



	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2020 (令和2)年	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	2045 (令和27)年	2050 (令和32)年	2055 (令和37)年	2060 (令和42)年
(1) 基本推計人口(2013(平成25)年)	34,513	33,683	32,585	31,344	29,989	28,538	26,973	25,321	23,748	22,251	20,802
(2) 基本推計人口(2018(平成30)年)	-	-	31,401	29,753	27,968	26,074	24,049	21,941	20,576	19,279	18,023
(3) 目標人口(2015(平成27)年)	34,513	33,610	33,165	32,720	32,280	31,277	30,285	29,246	28,275	27,386	26,576
(4) 目標人口(2020(令和2)年修正)	-	-	31,401	30,992	30,589	29,640	28,691	27,715	26,800	25,969	25,189
(5) 実績値	34,513	32,921	31,401	-	-	-	-	-	-	-	-

4 人口の将来展望

2023（令和5）年12月に、社人研は2020（令和2）年の国勢調査を基に、2050（令和32）年までの30年間について、最新の推計を公表しました。人口の減少率は前回推計より緩和したものの、今後も長期にわたって減少が続くことが予想されています。

この最新の推計をもとに、町の現状を踏まえ、人口ビジョン目標人口を見直します。

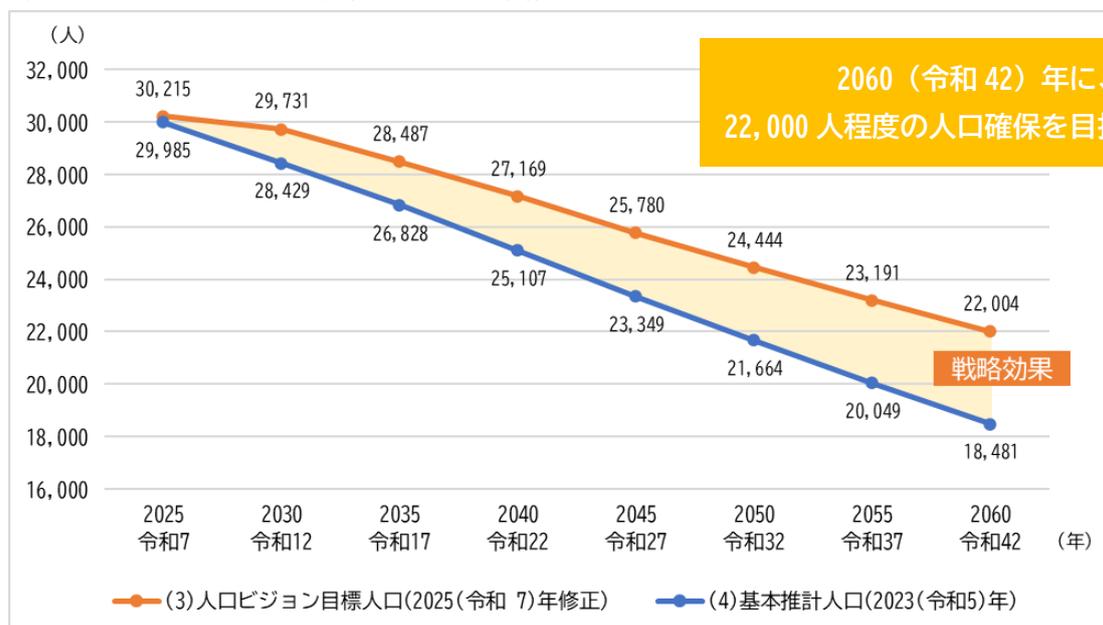
- ◆ 国長期ビジョンにおいては、合計特殊出生率を2030（令和12）年までに1.8、2040（令和22）年までに人口置換水準とされる2.07まで回復することを見込んだ推計を人口の長期的展望としています。

そのため、町においても子育て世代への支援などを引き続き実施し、合計特殊出生率が国長期ビジョンにおける推計の水準まで上昇するものと想定します。

- ◆ 桜の郷地区は、茨城町都市計画マスタープランにおいて、誰もが健康で安心して快適に暮らせる複合市街地の形成を図ることとし、茨城県の土地利用計画における計画人口を約2,300人としています。

そのため、住宅整備が完了し、人口移動の影響を受けるとされる2030（令和12）年までに桜の郷地区の人口が2,300人に達するものと想定します。

図表1-1 人口ビジョン目標人口と基本推計人口



(単位：人)

	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	2045 (令和27)年	2050 (令和32)年	2055 (令和37)年	2060 (令和42)年
(1)人口ビジョン目標人口(2015(平成27)年策定)	32,720	32,280	31,277	30,285	29,246	28,275	27,386	26,576
(2)人口ビジョン目標人口(2020(令和2)年修正)	30,992	30,589	29,640	28,691	27,715	26,800	25,969	25,189
(3)人口ビジョン目標人口(2025(令和7)年修正)	30,215	29,731	28,487	27,169	25,780	24,444	23,191	22,004
(4)基本推計人口(2023(令和5)年)	29,985	28,429	26,828	25,107	23,349	21,664	20,049	18,481
(5)戦略効果((3)-(4))	230	1,302	1,659	2,062	2,431	2,780	3,142	3,523

第2編

第3期茨城町まち・ひと・しごと

創生総合戦略

1 第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的考え方

(1) 策定の背景

我が国において進行する急速な少子高齢化、人口の減少、東京圏への一極集中を是正するため、国ではまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定され、平成26年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

同法においては、市町村に対し、国や都道府県の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じた市町村まち・ひと・しごと総合戦略を策定するよう努めなければならないとされ、本町においても、国の長期ビジョンや総合戦略で示されている就労や出産・子育てなどに関わる課題が都市部への人口流出や少子化等の要因であると考えられることから、国の総合戦略の内容に沿った施策を進めていくため、「茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和元年度を終期とする5か年計画となっており、国において令和元年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことを受け、本町においても第1期の効果検証や本町の実情を踏まえつつ、令和2年3月に「第2期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

さらに、国においては令和4年12月に従来の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、デジタル技術を地方の社会課題解決の鍵として「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。本町においても、これまでの第1期及び第2期の取組を継承しつつ、デジタルの力を活用しながら、地方創生に向けた取組をさらに発展させていく必要があります。

このことから、実施すべき取組を体系的に整理し、本町の強みや特性を生かした今後3年間の地方創生の指針となる「第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、時代に適応した地域づくりを戦略的に取り組むこととします。

(2) 国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の概要

【デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的考え方】

- ▶ テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ▶ 東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。
- ▶ デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、交付金の活用により、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- ▶ これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。

【デジタル田園都市国家構想総合戦略の施策の方向】

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決	<p>1 地方に仕事をつくる スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等</p> <p>2 人の流れをつくる 「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等</p> <p>3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こどもDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等</p> <p>4 魅力的な地域をつくる 教育DX、医療・介護分野におけるDX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化 等</p>
----------------------	---



地方のデジタル実装を下支え

デジタル実装の基礎条件整備	<p>1 デジタル基盤の整備 デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築、エネルギーインフラのデジタル化 等</p> <p>2 デジタル人材の育成・確保 デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等</p> <p>3 誰一人取り残されないための取組 デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等</p>
---------------	---

(3) 計画の位置づけ

第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するものです。また、茨城町人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後3年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものであり、国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していくために策定します。

(4) 本町の地域ビジョン（目指すべき理想像）

本町は、「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」を将来像とした「茨城町第6次総合計画」を策定し、その実現に向けてこれまで計画的にまちづくりを進めてきました。

本総合戦略は、国が策定する「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や県が策定する「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、本町の地域資源やデジタル技術を活用しながら「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」を実現すべく、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

(5) 計画期間

本総合戦略の期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

(6) 進行管理と効果検証

まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために設置した「茨城町まち・ひと・しごと創生本部」において本総合戦略の進行管理を行っていくとともに、外部有識者で構成する「茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議」で重要業績評価指標の効果検証等を行い、有識者会議からの意見等のほか、社会経済情勢や町民ニーズにも的確かつ柔軟に対応するよう、必要に応じて見直しを行います。



2 総合戦略のポイント

(1) 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、国の第2期総合戦略に盛り込まれた「まち・ひと・しごと創生」政策5原則の趣旨を十分に踏まえ、関連する施策に取り組みます。

① 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

② 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

③ 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態あった施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

④ 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

⑤ 結果重視

施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく、現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

(2) デジタルの力による地方創生の取組の加速化・深化

地域ビジョン（目指すべき理想像）の実現に向け、デジタルの力を活用することにより、地域の社会課題解決や魅力向上に向けた地方創生の取組の加速化・深化を図るとともに、デジタルの力によらない従来の地方創生の取組についても、これまで蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進します。

(3) DX推進計画

本町では、国のデジタル化に対する方針、自治体のDX化への推進要請の状況等を踏まえ、DX推進の方針等をまとめた「DX推進計画」を令和6年2月に策定しました。この計画では、3つの基本方針ごとに個別施策を定め、デジタル化、DX化の取組を推進します。

基本方針	施策
1 行政サービスの変革 【電子サービスの推進】	1-1 行政サービスのオンライン化
	1-2 窓口のデジタル化
	1-3 デジタルデバイド対策
2 自治体業務の効率化 【ICT活用による働き方改革】	2-1 ICTツールの推進
	2-2 情報システム標準化・共通化
	2-3 ペーパーレス化
3 DX推進に向けた環境整備 【DX推進に必要な支援基盤】	3-1 デジタル人材の確保・育成
	3-2 セキュリティ対策の徹底

(4) SDGsの推進

SDGs^{※1}の理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するための観点を取り入れ、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を反映します。地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化等の相乗効果を創出し、地方創生の更なる実現につなげていきます。



※1 SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載され、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される、地球上の誰一人として取り残さない（Leave no one behind）ことを誓った2016年から2030年までの国際目標。

3 第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標及び政策の展開

(1) 政策の基本目標

ア 成果（アウトカム）を重視した目標設定

基本目標ごとに数値目標を設定します。また、基本目標ごとに講ずべき施策の基本的方向と主な施策を記載するとともに、施策の効果を客観的に検証できる重要業績評価指標（KPI^{※2}）を設定します。

また、重要業績評価指標の設定にあたっては、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により、結果（アウトプット）でなく、成果（アウトカム）を重視したものとなるよう努めます。

イ 4つの「基本目標」

茨城町人口ビジョンでは、人口の現状分析として、人口の動向や将来人口の推計等を行い、現状と課題を整理し、2060年に向けた本町の人口の中長期展望を示しました。その中で、今後目指すべき将来の方向として、基本的な考え方に基づき、次の4つの基本目標を掲げ、茨城町人口ビジョンの実現に向けて取り組みます。

■基本目標 1

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

■基本目標 2

茨城町での雇用を創出する

■基本目標 3

茨城町への新しいひとの流れをつくる

■基本目標 4

魅力的な茨城町をつくる

※2 KPIとは、Key Performance Indicatorの略。日本では「重要業績評価指標」などと言われ、最終目標を達成するための過程を計測・評価する中間指標のこと。

ウ 施策体系

総合戦略の施策体系は、4つの基本目標と10の基本施策を定めて、まち・ひと・しごとの好循環を生み出す取組を推進します。

基本目標	基本施策
1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1-1 結婚支援
	1-2 出産支援
	1-3 子育て支援
2 茨城町での雇用を創出する	2-1 就農希望者及び新規就農者への支援
	2-2 雇用対策の充実
3 茨城町への新しいひとの流れをつくる	3-1 移住・定住の促進
	3-2 観光の振興
	3-3 交流人口・関係人口の拡大
4 魅力的な茨城町をつくる	4-1 広域行政の推進
	4-2 時代にあった地域づくり

基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる



基本的方向

本町では、今後も人口減少は避けられない状況ではありますが、少子高齢化の人口構造の改善には長い年月を要することから、誰もが安心して希望する時期に子どもを生み育てやすい環境づくりに努めていく必要があります。このため、結婚・出産・子育てにおける段階に応じた切れ目のない対策を強化し、安心して住み続けられる地域づくりを推進していきます。

数値目標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
出生者数	115 人	378 人 (累計)
婚姻率	2.6	3.4

1-1 結婚支援

◆婚活応援推進事業

結婚を希望する男女を応援するため、茨城町きらりキューピット結婚支援センターにおいて、結婚相談や出会いの場の提供、婚活に関する情報の提供を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
カップル成立数	37 組	120 組 (累計)

◆結婚新生活支援に関する補助

本町における少子化対策の強化を図るため、婚姻に伴う新生活への経済的不安の軽減に対する支援として、新婚世帯に対し、補助金を交付します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
補助件数	—	18 件 (累計)

1-2 出産支援

◆生殖補助医療費・不育症治療費の助成事業

医療保険が適用されず、治療費が高額である生殖補助医療、不育症治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊症や不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、出生率を上げ、少子化対策の充実を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
助成件数	4 件	15 件 (累計)

◆子育て支援アプリ事業

乳幼児健診・予防接種・離乳食の進め方のスケジュール管理や地域の子育てに関する情報の配信・掲載など、妊娠から出産、子育てまでをサポートする子育て支援アプリを導入することにより、伴走型相談支援の強化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
登録者数	—	378 人 (累計)

1-3 子育て支援

◆チャイルドシート購入補助

チャイルドシート購入費用の一部を補助することにより、交通安全対策や少子化対策に寄与します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
補助件数	60 件	180 件 (累計)

◆わくわく木育事業

生後8ヶ月～9ヶ月育児相談の際に、保護者が抱える育児不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげるとともに、親子のコミュニケーション促進の一助として、親子で触れ合いながら遊べる「町オリジナルの木のおもちゃ」を提供します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
提供件数	—	351 件 (累計)

◆ファーストバースデー事業

子どもが1歳の誕生日を迎える時期に、いばらき電子申請によるアンケートを実施し、その結果から子どもや家族の様子などを確認して必要な支援につなげるとともに、アンケートに回答していただいた方に対して、お祝い金を支給します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
支給件数	—	351 件 (累計)

◆小学校入学祝い品贈呈事業

小学校等に入学する児童に対し、児童の健やかな成長を祝うとともに子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小学校入学祝い品としてランドセルを贈呈します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
贈呈者数	185 人	510 人 (累計)

◆ICTを活用した不登校防止対策

不登校となる児童・生徒が増加傾向にある中、その日の心の状態を天気で表現することができる「こころの健康観察アプリ」を活用し、児童・生徒の心の状態を把握することにより悩みなどの早期発見につなげるとともに、アプリの連絡機能により先生と相談しやすい環境を構築することで不登校の未然防止を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
不登校児童の割合 (年間 30 日以上) (小学校)	1.63%	1.48%
不登校生徒の割合 (年間 30 日以上) (中学校)	6.92%	4.93%

◆高校生等新生活スタート応援事業

中学校等を卒業又は修了する生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るとともに、生徒の新生活スタートを応援するための支援として、給付金を給付します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
給付者数	266 人	745 人 (累計)

◆奨学金貸付事業

教育の機会均等を図るとともに、本町の発展に資する有能な人材を育成するため、経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金の貸付けを行います。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
利用者数	4 人	15 人 (累計)

基本目標 2 茨城町での雇用を創出する



■ 基本的方向 ■

若い世代や中高年齢者などが本町で働く場所を見つけられるよう、様々な業種・職種へ就業できる環境をつくり、また、子どもたちが地元で就職したくなる施策を進めます。

さらに、工業団地への企業誘致や創業・起業創出などへの支援により地域経済の活性化、産業の振興を図り、雇用の創出につなげます。

数値目標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
認定農業者数	243 経営体	261 経営体
工業団地における町民就業者数	151 人	477 人
ハローワーク登録者数	303 人	270 人

2-1 就農希望者及び新規就農者への支援

◆新規就農者受入研修事業

町外からの新規就農希望者に対し、住まい、農地、農業機械等を貸与し、農業研修事業を実施することにより、後継者不足の解消と定住の促進を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
受入者数	0 組	3 組 (累計)

◆担い手経営環境整備事業

新規就農した意欲ある担い手農業者が、就農初期に必要な農業用機械等の導入や新たな取組を行う際に必要な費用等を支援することにより、担い手農業者の着実な就農と経営環境の整備を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
支援者数	4 経営体	12 経営体 (累計)

2-2 雇用対策の充実

◆創業・起業セミナーの開催

町商工業の活性化を図るため、町商工会と連携し、新規創業者、創業希望者を対象とした「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」等の各分野に係るセミナーを継続的に開催することで、創業機会を提供し続け、創業の希望を後押しします。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
開催数	4 回	12 回 (累計)

◆就職相談会の開催

町内企業・ハローワーク等と連携する他、「新たな文化的施設」を活用した就職相談会を開催することで、企業の人手不足解消と就業希望者の支援を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
開催数	1 回	8 回 (累計)

◆茨城工業団地及び茨城中央工業団地への企業誘致

本町での雇用創出を加速するため、茨城工業団地及び茨城中央工業団地への企業誘致を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
企業立地率	74.5%	100%

基本目標3 茨城町への新しいひとの流れをつくる



基本的方向

第2期総合戦略に引き続き、移住支援金等を支給することにより、移住に伴う経済的負担を軽減し、町内への移住を促進するとともに、地域経済の活性化を推進するため、「交流人口」や「関係人口」の創出・拡大を図り、新しいひとの流れを創り出します。

数値目標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
転入転出者の数	転入超過 109 人	転入超過 115 人
町における観光客動態調査における入込客数	442, 034 人	904, 000 人

3-1 移住・定住の促進

◆暮らし情報発信事業

移住・定住希望者に、実際に町で生活している方の暮らしの情報「根ほり葉ほり聞いてみました！」を発信することにより、本町への移住・定住を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
掲載行政区数	38 区	60 区 (掲載総数)

◆空家バンク整備事業

空き家を有効活用し、定住の促進及び交流人口の拡大による地域の活性化を目指すため、空家バンク登録者・利用者双方が活用できる空家活用支援補助金制度により、空家バンクの利用促進を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
契約件数	0 件	6 件 (累計)

◆移住支援金事業

町内事業所に就業している方等が町内へ移住する際の負担軽減を行うため、支援金を交付します。

また、町内に転入された若者世帯または子育て世帯で、町内に新築住宅を建築・購入または中古住宅を購入する世帯に対し、その費用の一部を補助します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
交付件数及び補助件数	7 件	165 件 (累計)

3-2 観光の振興

◆観光ボランティアガイド事業

本町の郷土史、自然、野鳥などの観光案内が、地域の活性化や更なる観光誘客を促進する魅力の一つとして確立するよう、関連事業と連携を図り、観光振興に寄与します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
観光ボランティアによる案内人数	1,630 人	2,000 人

◆ガーデンツーリズムの推進

本町の「潤沼自然公園魅力アップ計画」及び「花のまちづくり推進計画」に基づき、観光拠点である潤沼自然公園を整備して、その魅力を最大限に引き出すとともに、国のガーデンツーリズム登録制度に登録された周辺公園と連携し、公園間の周遊化を図ることにより、新たな人の流れを呼び込みます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
潤沼自然公園の入場者数	121,625 人	140,000 人

◆サイクルツーリズムの推進

本町の「自転車活用推進計画」及び「潤沼自然公園魅力アップ計画」の進捗に合わせて、サイクリング事業を推進し、周遊ルートの開発、レンタサイクルの普及・支援活動などの多様なコンテンツを創出しながら、潤沼周辺や文化的施設を中心とした役場周辺の周遊化を図ることにより、新たな人の流れを呼び込みます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
サイクリング事業参加者数	44 人	1,500 人 (累計)

3-3 交流人口・関係人口の拡大

◆農漁業等体験事業

潤沼を活用した漁業体験や町内生産者による農業体験等を通して、楽しく学べる事業を実施し、県内外からの交流人口の拡大、観光振興、地域の活性化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
農漁業等体験者数	1,626 人	1,800 人

◆ふるさと納税の推進

ふるさと納税を通じて、寄附者との継続的な関わりを促進し、関係人口の創出を図るとともに、本町の特性を活かした返礼品を確保することにより、地域の活性化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
寄附件数	15,969 件	25,800 件
返礼品数	351 品	530 品

◆関係人口の創出・拡大

SNSを通じて、本町の魅力を効果的に発信し多くの人々と繋がりを築くとともに、イベントや活動を通じて、本町に関心をもってもらい、関わりを持つ人々を創出します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
町公式インスタグラムフォロワー数	3,665 人	5,000 人
いば3ふるさとサポーターズクラブ会員数	1,004 人	1,140 人

基本目標 4 魅力的な茨城町をつくる



■ 基本的方向 ■

第2期総合戦略期間において、茨城県央定住自立圏の取組を一層深化させるとともに、より広範な分野での連携が可能となる「連携中枢都市圏」へ移行するなど、地域と地域の連携強化が図られました。

今後は、行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化、マイナンバーカードの利活用促進など、自治体DXを進めることで町民サービスの向上を図ります。

数値目標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
茨城町に住み続けたいと感じる町民の割合	63.6%	70%

4-1 広域行政の推進

◆ 涸沼水鳥・湿地センター（展示施設）の利用促進

ラムサール条約登録湿地ひぬまの会で養成した涸沼ラムサールネイチャーガイドを活用し、涸沼の豊かな自然を体験できる学習会を開催することにより、涸沼へのさらなる来訪促進を図るとともに、涸沼・水鳥湿地センター（展示施設）を自然体験学習や観光の拠点施設として利用を進め、涸沼への交流人口の増加を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
涸沼学習会開催数	3 回	18 回
来館者数	—	20,000 人

◆ いばらき県央地域連携中枢都市圏における各種連携事業の推進

茨城県央地域のさらなる発展、住民が安心して暮らすことのできる圏域づくりに向け、圏域経済の活性化、都市機能の向上、生活環境の充実を柱とした「いばらき県央地域連携中枢都市圏」における各種連携事業を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
圏域内住民の公の施設利用者数	14,427 人	17,800 人

4-2 時代にあった地域づくり

◆行政情報のデジタル化

本町の情報を手軽に提供できる町ホームページや町公式LINEを活用し、広報やお知らせ等の情報発信強化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
町公式LINEの登録者数	2,056人	5,000人
ホームページアクセス数	550,784回	690,000回

◆自治体DXの推進

本町の「DX推進計画」に基づき、デジタル技術を活用した窓口サービスの利便性向上を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
電子申請・届出手続き利用数	300件	1,100件
キャッシュレス利用率	—	15%

◆公共交通の充実

デマンド型乗合タクシー「ひぬま〜る」について、町民に一層親しまれる公共交通となるよう、町民ニーズを踏まえながら、運行の充実及び利用促進に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
利用者数	5,235人	8,200人

◆国際交流・多文化共生・人材育成事業

近年、多様化する社会において、他国との人的・物的交流が増加する中、異文化と触れ合う機会を増やし、交流することを通じて、国際社会で活躍できる人材育成と町内に居住する外国人に対し、本町で生活する上で必要な日本語や知識を提供し、地域等との交流を促します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
国際交流協会会員数	—	80人

◆地域防災力の強化

災害時の被害を軽減するために、町民が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、防災に関する広報・啓発活動を推進するとともに、地域防災の要となる自主防災組織の結成及び育成、活動支援に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
組織結成地区数	38地区	50地区

◆農畜水産物加工施設拠点整備事業

町内産の農畜水産物等を活用した加工品等の製造・販売を目的とした加工施設を整備し、商品の付加価値を向上させ、町内の地域経済の活性化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
農畜水産物加工施設の整備	—	1 施設

◆ブランド推進事業

町内の優れた地域資源を活用した商品などを、「茨城町特産品ブランドいっぴん」として認証し発信することにより、商品の信頼性の向上や消費・販路の拡大を促し、町内の農畜水産物の更なる振興を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
商品数	5 商品	8 商品

◆脱炭素社会の推進

ごみの分別の徹底及び適正な排出方法を周知・啓発するとともに、廃食用油回収等を通じ、ごみの減量化・資源化の意識醸成を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
町民一人一日あたりのごみの排出量	870 g	618 g

◆中学校部活動地域移行事業

少子化の中でも、中学生が将来にわたりスポーツ・文化美術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域クラブ活動の整備や地域人材による指導員の確保を図り、部活動地域移行を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
地域クラブ活動数	1 団体	5 団体
指導員数	5 人	30 人

◆文化・交流拠点施設整備事業

世代を問わず誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていくため、本町の文化芸術の振興及び地域交流の拠点となるような施設の整備を行い、地域の賑わいを創出します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
利用者数	—	60,000 人

◆スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を創出するため、イベントの充実及びスポーツ団体への支援、スポーツ施設の整備によりスポーツの魅力向上を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
運動公園施設等の利用者数	34,563 人	40,000 人

資料編

■茨城町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱（平成27年茨城町要綱第1号）

（設置）

第1条 急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の進行を可能な限り穏やかなものとしていくとともに、将来にわたって活力ある茨城町（以下「町」という。）を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、町の人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） まち・ひと・しごと創生に関する目標の設定及び施策に関する方向性に関すること。
- （2） 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- （3） 人口ビジョン及び総合戦略の進行管理に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、関連する事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。

3 本部員には、教育長、町長公室長、総務部長、保健福祉部長、生活経済部長、都市建設部長、教育部長及び消防長の職にある者をもって充てる。

（本部会議）

第4条 本部長は、必要に応じ、会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

（プロジェクトチーム）

第5条 本部において協議する事項について、調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームの設置、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第6条 本部に関する庶務は、町長公室地域政策課において行う。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月6日から施行する。

附 則（平成28年要綱第5号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第22号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

■茨城町まち・ひと・しごと創生本部名簿

役 職	氏 名	備 考
町長	小 林 宣 夫	本部長
副町長	石 毛 光 子	副本部長
教育長	矢 口 和 美	
町長公室長	根 矢 真由美	
総務部長	飯 田 昭 彦	
保健福祉部長	柳 澤 久 子	
生活経済部長	菅 谷 久 巳	
都市建設部長	平 間 貴 司	
教育部長	関 谷 邦 治	
消防長	江 幡 光 陽	

■茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年茨城町要綱第30号）

（設置）

第1条 茨城町における地方創生の推進及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく、総合戦略の策定等に関して、広く有識者からの意見を聴取するため、茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

（構成）

第2条 会議の委員は、12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 農業、畜産、水産業の関係者
- （3） 商工、観光の関係者
- （4） 金融機関の関係者
- （5） 企業等の関係者
- （6） その他町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日から、会議終了の日までとする。

（会議）

第4条 会議は、必要があると認めるときには、茨城町長（以下「町長」という。）が招集する。

2 会議に、座長を置き、委員の互選により定める。座長は会議の議長となり、その運営に当たる。ただし、座長が会議に出席できないときは、座長があらかじめ指名する者がその代理を務めるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（庶務）

第5条 会議に関する庶務は、町長公室地域政策課において行う。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第5号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第22号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年要綱第39号）

この要綱は、公布の日から施行する。

■茨城町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

(順不同、敬称略)

所 属	氏 名
茨城大学教育学部教授	石 島 恵美子
常磐大学総合政策学部教授	砂 金 祐 年
茨城県立農業大学校長	菊 田 功
株式会社常陽銀行長岡支店長	宮 本 裕 司
茨城県信用組合奥谷支店長	舘 勝 秀
水戸信用金庫茨城町支店長	飯 島 裕 二
日東電気株式会社代表取締役社長	阿 部 太 洋
株式会社リーテム顧問茨城プロジェクト統括	大 川 泰 弘
クリーンアップひぬまネットワーク会長	水 野 恵美子
水戸農業協同組合南部営農資材センター統括センター長	土 地 晴 彦
町生活改善クラブ連合会長	照 山 友 子
町商工会青年部長	酒 井 博 行



茨城町人口ビジョン及び
第3期茨城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行 令和7年3月

発行者 茨城町

編集 茨城町 町長公室 地域政策課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

TEL 029-292-1111 FAX 029-292-6748

HP : <https://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/index.html>

Mail : kikaku@town.ibaraki.lg.jp

